

議案第 31 号

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第196号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前			
(名称及び位置)		(名称及び位置)			
第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称 位置					
略	略	略	略		
略	略	出塔ちびっ子広場	橋本市出塔75番地の1		
略	略	略	略		
略	略	古佐田ちびっ子広場	橋本市古佐田2番地先		
略	略	略	略		
略	略	原田東ちびっ子広場	橋本市原田109番地		
略	略	略	略		
中下ちびっ子広場	<u>橋本市隅田町中下78番地</u>	山王ちびっ子広場	橋本市恋野80番地		
菖蒲谷ちびっ子広場	略	略	略		
沓掛ちびっ子広場	橋本市柱本60番地の1	中下ちびっ子広場	橋本市隅田町中下287番地		
略	略	菖蒲谷ちびっ子広場	略		
略	略	略	略		
田原ちびっこ広場	<u>橋本市高野口町田原231番地の2</u>	田原ちびっこ広場	橋本市高野口町田原231番地の2		
名古曾脇の田ちびっこ広場	<u>橋本市高野口町名古曾1080番地の12</u>	名古曾脇の田ちびっこ広場	橋本市高野口町名古曾1080番地の12		
略	略	略	略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。